

住宅の応急修理制度について (令和元年台風第19号に伴う災害)

令和元年台風第19号(以下「台風19号」という)に係る災害による被害を受けた住宅のうち、罹災(りさい)証明書により「一部損壊(準半壊)」、「半壊」、「大規模半壊」、「全壊」と判定された住宅で、自らの資力では修理できない世帯を対象に、石巻市が一定の金額の範囲内で応急修理費用を負担します。

■対象世帯■

以下の全ての要件を満たす者が対象です。なお、借家等であっても、所有者の同意を得て申込みことができます。

①「一部損壊(準半壊)」又は「半壊」の住家被害を受け、自らの資力では応急修理することができない者、若しくは、「大規模半壊」の住家被害を受けた者

※「全壊」については、修理を行えない程度の大きな被害を受けた住家であるため、原則として応急修理の対象とはなりませんが、応急修理の実施により居住が可能である場合のみ対象となります。

②応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。

③災害救助法に基づく応急仮設住宅(民間賃貸住宅の借り上げを含む)を利用しないこと。

■応急修理の方法■

「**修理業者**」が行った該当となる応急修理の費用を市が負担するものです。(限度額あり)
被災者自らが購入した木材・機械などの原材料費用を支給するものではありません。

■応急修理の内容■

住宅の応急修理の対象範囲は、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ・浴槽等の衛生設備など、日常生活に必要欠かすことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所について実施します。

なお、内装に関するものは原則として対象外となりますが、床や外壁の修理と併せて畳等や壁紙の補修が行われる場合については、対象となる場合があります。詳細は、別紙「住宅の応急修理にかかる工事例」をご参照ください。 ※今回の台風19号と直接関係ある修理のみが対象となります。

※家電製品は対象外です。

■限度額■

○一部損壊(準半壊)の場合 ⇒ 1世帯(1戸)あたり30万円以内

○半壊・大規模半壊・全壊の場合 ⇒ 1世帯(1戸)あたり59万5千円以内

※限度額を超える費用、対象外の工事部分の費用については自己負担となります。

※同一の住宅に2世帯以上が居住している場合でも、上記の1世帯あたりの限度額以内となります。

*裏面に続きがあります。

■申し込みに必要な書類■

○応急修理をこれから行う方（修理を発注して支払精算まで完了していない方を含む）

1. 住宅の応急修理申込書
2. 罹災証明書
3. 住宅の被害状況に関する申出書（被害状況のわかる写真等の添付をお願いします）
4. 資力に関する申出書（全壊または大規模半壊の住家被害を受けた者は不要）
5. 住宅の修理に関する所有者の同意書（借家人が申し込む場合のみ）
6. 委任状（申込者と別世帯の者が提出する場合のみ）

○修理を発注して支払精算まで完了した方

1. 被災者住宅応急修理補助金交付申請書
2. 罹災証明書
3. 修理費の領収書の写し
4. 生活資金の状況届（資力の申出書）
5. 住宅の修理に関する所有者の同意書（借家人が申し込む場合のみ）
6. 委任状（申込者と別世帯の者が提出する場合のみ）
7. その他

■申し込み窓口■

場所：石巻市役所本庁舎3階 住宅の応急修理制度相談窓口（38番窓口脇）

時間：9時から16時30分まで（土曜日・日曜日・祝休日を除く）

お申し込み・お問い合わせ

〒986-8501 石巻市穀町14番1号

石巻市役所本庁舎3階 住宅の応急修理相談窓口（38番窓口脇）

TEL：0225-95-1111（内線3983・3984）